

4月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和8年4月10日(金) 13時30分 ～ 16時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5-1、5-2会議室

会議の内容

議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

追加議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の議案の訂正

出席農業委員は下記のとおり

1 大西 太郎	11 澤田 勘一(副会長)
2 辻 宏 (Bブロック長)	12 中川 嘉和
3 田中 金二(会長)	13 辻野 久和(Aブロック長)
4 高田 克己	14 田附 隆司
5 吉岡 巳津夫	15 林 敏
6 北村 文尾	16 濱村 功
7 伴 孝子(副会長)	17 疋田 菜穂子
8 北川 悟	18 西川 未美
9 小林 爲夫	19 月田 晴男
10 松宮 秀治 (Cブロック長)	

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

7 東村 善市郎	9 面田 忠彦	10 田口 友朗
16 田中 重和	18 木村 正彦	19 前田 善隆
20 百々 明雄		

会議に欠席した農業委員

1 大西 太郎

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 橋本 邦彦 副主幹兼農地係長 安賀 喜博 副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼農地係長 安賀 喜博

(会議開会前に事務局から人事異動について説明、挨拶)

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから4月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。1番 大西 太郎 農業委員から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

7 東村 善市郎 9 面田 忠彦 10 田口 友朗
16 田中 重和 18 木村 正彦 19 前田 善隆
20 百々 明雄に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。8番 北川 悟 委員、9番 小林 爲夫 委員をお願いいたします。

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を4月3日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 中川 嘉和 委員
（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いいたします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

追加議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の議案の訂正

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3条申請審議】

それでは、議第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 1番案件、2番案件

1番案件と2番案件は交換の案件になるため、まとめて説明させていただきます。申請地は、いずれも農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地となっており、南中学校から東方のところに位置します。

譲受人は、申請地を購入することで自己所有地とまとめて効率的に圃場管理ができるとの理由から、譲受人と譲渡人との間で贈与による交換の話がまとまったものです。また、1番案件の譲受人は認定農業者であり、2番案件の申請地においても、作業受委託により引き続き適正な管理が行われるため、常時従事要件に抵触するおそれはありません。

また、地域計画においても、申請地を含む周辺の農地については、将来の耕作を担う者として譲受人が定められていることから、地域計画の達成に支障が生ずることはありません。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 木村 正彦 推進委員、吉岡 巳津夫 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 正彦 推進委員

長年にわたり耕作されており、特に問題ありません。

○ 吉岡 巳津夫 委員

目標地図とも整合しており、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 3番案件

申請地は農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地となっており、譲受人が所有する農舎の北に位置する農地です。

譲渡人は、農地を適正に管理するのが難しいと思っていたところ、この度、現在の耕作者である譲受人との間で売買する話がまとまりました。

譲受人は認定農業者であり、すでに当該地も耕作されているため、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることを確認しております。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田口 友朗 推進委員、田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田口 友朗 推進委員

長年にわたり耕作されており、特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

地域計画とも整合しており、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 4番案件から7番案件まで

次に4番案件から7番案件までの4件は、全て同一の所有者が、それぞれの農地で既に畑利用している耕作者に贈与する内容であるため、まとめて説明させていただきます。

申請地については市街化区域内で高宮小学校から東へ約200mに位置し、小規模な畑区画が密集するエリアになります。

譲渡人は、将来に渡って農地を管理していくことが難しいため手放したいと思っていたところ、この度、それぞれ既存の耕作者との間で贈与の話がまとまりました。

それぞれの譲受人は、今ほど説明したとおり、既に現地を適切に管理されており、かつ、申請地と同じ高宮町内やその近隣に在住されているため、常時従事要件に抵触するおそれはありません。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について東村 善市郎 推進委員、高田 克己 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 東村 善市郎 推進委員

特に問題ありません。

○ 高田 克己 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 8番案件、9番案件

8番案件および9番案件は、それぞれ同一の譲受人であるため、まとめて説明させていただきます。

申請地は農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地となっており、上稲葉町集落の東側に隣接する農地です。

それぞれの譲渡人は、今後、申請の農地を耕作する予定はなく手放したいと考えていたところ、この度、譲受人との間で売買する話がまとまりました。

譲受人が申請地を購入することで、一体的に管理、耕作することができることとなり、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることを確認しています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田口 友朗 推進委員、田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田口 友朗 推進委員

事務局からの説明のとおり、特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 10番案件

申請地は、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地で、愛西土地改良区から南西へ100mほどのところに位置します。

譲渡人は、後も農地を耕作する予定はなく手放したいと考えていたところ、この度、譲受人との間で売買する話がまとまりました。

譲受人は、認定農業者で従来から耕作されており、常時従事要件に抵触することはありません。

地域計画は水田エリアのみを対象に策定されており、地域計画への影響はございません。

加えて、地元農業関係者の同意も得られており、調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの案件について百々 明雄 推進委員、西川 末美 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

事務局からの説明のとおり、特に問題ありません。

○ 西川 末美 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 1番案件

申請地の隣には5反半程度の既存の農業用施設があり、そちらの規模を拡大し、農業用機械等を取めるテント倉庫を建設したいとして申請されたものです。

申請地は、稲枝中学校から南西に800m程度のところの位置する、市街化調整区域内、農業振興地域内、いわゆる青地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、青地農地となっておりますので原則転用は許可できないのですが、農業用施設用地につきましては、その例外となっておりますので許可が可能です。

一般基準について、利用計画としましては、既存農業用施設と同じ高さまで造成をされ、倉庫と平行になるような位置で、テント倉庫を建設されます。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、雨水については地中浸透とされます。その他の影響について、北側が農地に接していますが、申請地を含めてたぐち農産さん自身で耕作をされている農地であり、先ほど3条許可のこともありますので、隣地への説明については特に問題ありません。

転用計画実現の確実性については、工事見積書および法人の残高証明書が添付されており、金銭的に特に問題はございません。

他法令関係について、農業振興地域内のため軽微変更の手続き、そして盛土規制法についてもそれぞれお手続き中であることを確認しております。

愛西土地改良区の意見書が添付されている他、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。一般基準については問題無いものと思われまます。

説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田口 友朗 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田口 友朗 推進委員

特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

事務局からの説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 2番案件

地元の三津屋土地改良区で受益地の整理を実施されており、確認作業の中で、申請地について農地法の手続きができていないことが判明したため、申請に至ったものです。

申請地は、三津屋町の集落内南側で、土地改良が実施されたエリアとの境界付近に位置しています。市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、集落内で住宅や小屋が連たんするエリアにあたりますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能です。

現況写真です。小屋や車庫については、申請人の先代が建築されており、農地法の手続きができていなかったことは指摘され初めて知ったとのことでした。

一般基準については、利用計画としましては、現況のまま、農小屋および車庫として使用されます。

周辺農地への被害防除措置等について、雨水は今まで同様地中浸透となります。西側は耕作されていませんが畑ですので、土地所有者への説明はしていただいています。三津屋土地改良区で別途受益地から外す手続きを進めていることを確認しております。他、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。顛末書の添付もいただいております。今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。

これらのことから、一般基準については問題無いものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中 重和 推進委員、林 敏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

申請地に橋が架かっているが、申請手続きはどのようになっていますか。

○ 事務局（八木 副主査）

申請状況について確認し、適切に手続きを進めるよう求めます。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

許可するにあたり、条件を付することはどうですか。

○ 事務局（八木 副主査）

同時許可とするものは、都市計画法上の開発許可等に限定されているため、そぐわないものと考えます。申請者に対し、適切に申請を行うよう行政指導を行うことが妥当であると考えます。

○ 伴 孝子 委員

農業委員会としての説明責任を果たすためにも、行政指導の結果等について、次回の定期総会において報告してください。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 3番案件

先ほどの2番案件と同様、三津屋土地改良区で受益地の整理を実施されている確認作業の中で、申請地について農地法の手続きができていないことが判明したため、申請に至ったものです。

申請地は、先ほど2番案件のすぐ近く、三津屋町の集落内南側で、土地改良が実施

されたエリアとの境界付近に位置しています。市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、集落外縁部ですが、住宅が連たんするエリア内にありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能です。

現況は写真です。農小屋は現在地元の認定農業者である●●さんが選果場として借受けて使用されています。空き地部分はその作業スタッフさんの駐車場となっています。農小屋については、申請人の先代が建築されており、農地法の手続きができていなかったことは指摘され初めて知ったとのことでした。

一般基準については、利用計画としましては、現況のまま、農小屋と駐車場として申請地を利用されます。

周辺農地への被害防除措置等について、雨水は今まで同様地中浸透となります。裏の隣接畑との間には境界ブロックが入っており特に影響はなさそうです。所有者への説明も済まれています。

三津屋土地改良区で別途受益地から外す手続きを進めていることを確認しております。その他、各種必要な書類の添付もいただいております。顛末書の添付もいただいております。今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。

これらのことから、一般基準については問題無いものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中 重和 推進委員、林 敏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 4番案件

申請地含めた土地家屋は申請人の実家にあたるということですが、すでに実家を離れ空き家になっているため売却を検討して整理をしていたところ、申請地が非農地化しているにも関わらず農地法の手続きができていないことが判明し、申請に至ったものです。

申請地は、日夏町の集落内、日夏保育園や日夏公民館あたりから東に 300m ほどの位置にある、市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、住宅が連たんするエリア内にありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能です。

現況は写真です。田や畑であった記憶はないとのことで、現状が変わったのが父か祖父の代かもわからないとのことでした。

一般基準については、利用計画としましては、現況のまま、宅地として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等について、隣接に農地はありませんので、特に問題はありません。

各種必要な書類の添付もいただいておりますほか、顛末書の添付もいただいております、今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。

ただ、こちらが南部土地改良区の受益地なのですが、本日時点で南部土地改良区での手続きができていないことを確認しております。許可案件につきましては、土地改良区の意見書が法定添付書類となっており、最低限手続きが完了している必要があるのですが、この会議時点で完了していないことを確認しております。

これらのことから、内容的には問題ありませんので、土地改良区の意見書が発行されるまで保留とするのが妥当ではなかろうかと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

事務局からの説明のとおりです。

○ 疋田 菜穂子 委員

事務局からの説明のとおりです。

○ 議長（田中 金二）

本件については、許可相当であると考えられますことから、土地改良区からの意見書が事務局に提出されることをもって、許可するということがいかがでしょうか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましてはそのように取り計らいます。

【5条申請審議】

続きまして、議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 1番案件

譲渡人は彦根を離れており、管理も難しいことから、引き取り手を探しておられました。一方で、譲受人は工務店を営んでおり、建築資材の保管場所が一杯で、新たな保管場所を検討されていたことから、資材置場で利用したいとして、申請に至ったものです。

申請地は、田附町の集落の中ほどにある公民館の横を更に愛知川の方に入ったところ、市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、住宅が連たんするエリア内にありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能です。

一般基準については、利用計画としましては、道路面まで造成した後に露天の資材置場として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等について、南側の農地は耕作されていませんが転用についてご説明いただいています。また北側東側には水路が通っておりますので、造成土や保管資材の落下が無いよう、少し引き下がった点から法面をしていただくようお願いし、承知いただいています。

転用計画実現の確実性について、現場の施工は自社の資材や機械を使用して実施するとのこと、特に問題はありません。

愛西土地改良区の受益地外であることを確認しておりますほか、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。

また、現場については少々狭い道を抜けての集落内の資材置場となるので、きちん

と使用・管理をすること、そして出入りや作業についても、粉じん・騒音など配慮をするよう申し付け、了承して貰っています。

これらのことから、一般基準については問題無いものと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について面田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 面田 忠彦 推進委員

事務局からの説明のとおり、特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 2番案件

譲渡人は転用申請地のすぐ近くの空き家を購入されたとのことですが、その住宅が集落の中の道にしか面しておらず、自動車を停めるスペースがないため、●●名義で、特に未利用地となっていた土地について売買の話がまとまり申請に至ったものです。

申請地は、柳川町の集落の南側、湖岸道路の柳川町交差点から北に 100m ほどのところにある、市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、住宅が連たんする集落内にありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能です。

一般基準については、利用計画としましては、僅かに水路に向けて傾斜があるため、砕石を敷いて整地し、駐車場として利用されます。形状から車は最大でも2台程度しか停められない予定です。

周辺農地への被害防除措置等について、雨水については地下浸透を基本とされます。隣地の所有者は●●のため、転用計画についてのお話も問題ありません。

転用計画実現の確実性について、面積が小さいため、現場は自身で施工されることで、特に問題はありません。

愛西土地改良区の意見書が添付してあるほか、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。

これらのことから、一般基準については問題無いものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

事務局からの説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 3番案件

譲受人は、所有する農業用機械や資材等を保管する場所が不足していることから、現在の事業所在地から近く、売買の話がまとまった申請地について、申請に至ったものです。

申請地は、薩摩町集落よりも東の湖岸道路沿い、愛西土地改良区の事務所のすぐ北側にある、市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域内、いわゆる青地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、青地の農地は原則転用許可ができませんが、農業用施設用地については不許可の例外とされておりますので、転用が可能となります。

一般基準については、利用計画としましては、全体に渡って造成され、2/3程度はハウスを設置、残りは露天の駐車場および資材置場として使用されます。

周辺農地への被害防除措置等について、雨水処理は土地の境界に沿ってU字溝による排水路を設置し、集水柵から地下浸透されます。隣地所有者とのお話合いも済まれています。

転用計画実現の確実性について、見積書および法人の残高証明書を添付いただき、金銭面に特に問題はありません。

他法令関係について、農業振興地域内のため軽微変更の手続き、そして盛土規制法についてもそれぞれお手続き中であることを確認しております。

愛西土地改良区の意見書が添付してあるほか、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。

これらのことから、一般基準については問題無いものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について百々 明雄 推進委員、西川 末美 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

事務局からの説明のとおり、特に問題ありません。

○ 西川 末美 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 4番案件

今回の申請地については、譲受人が、現在須越町と稲枝の田原町にある資材置場が一杯になってきているということで、既存資材置場に近く、湖岸道路へのアクセスの良い申請地について、売買の話がまとまったものです。

申請地は、南部土地改良区の事務所がすぐ近くにある湖岸道路の八坂町南交差点から南西に200mほどの集落内にある市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、申請地は住宅などが連たんする集落内にありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能となります。

一般基準については、利用計画としましては、現況のままで、資材置場として使用されます。

周辺農地への被害防除措置等について、隣接地は道路と宅地に囲まれており、隣接農地はなく、問題はありません。

南部土地改良区の意見書が添付してあるほか、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。また、顛末書の添付もいただいております、今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。

これらのことから、一般基準については問題無いものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中 重和 推進委員、林 敏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

事務局からの説明のとおり、特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続きまして、追加議

案について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

追加議案

本件は、先月の3条6番案件の訂正に関するものです。
対象地は先月の3月総会にて許可となりましたが、この事由を「贈与」から「交換」に訂正させていただきたいというのが、今回のお諮りする内容です。

農地を交換する場合は農地と農地で行うものであり、農地と非農地を交換する場合は、交換にあたらないと農地法の解釈しておりました。しかし、申請人から修正の申出があり、改めて調べ直したところ、農地と非農地の交換であっても、農地法上の手続きを交換として問題ないということがわかりました。

このため、過去に許可となった議案の一部の変更を、追加議案としてお諮りさせていただくものです。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては議案を訂正するとともに、訂正後の内容で許可することとします。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第10号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は7件

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は7件

報告第12号 農地使用変更届出報告

議案印刷後、取り下げ書が提出されましたので、今月は2件

報告第13号 農地転用届出報告 今月は5件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告件数は3件 面積は3,553㎡です。

局専報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告件数は6件 面積は5,016㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、局長専決報告事項の報告を終わります。

これをもちまして、3月定期総会を閉会させていただきます。本日はご苦労様でした。